

1. 研究活動

◎論文			
教育特区における新しい学校設置と学校の民営化	2009. 6	『教職研修』2009年6月号、教育開発研究所	(54-57頁)執筆。学校の民営化の変遷過程および各学校段階の学校の民営化の事例研究(本誌連載)のまとめを行ったうえで、学校の民営化政策がわが国の公教育に与える影響について、イギリスの例からは、バウチャー制度が学校間に競争を持ち込み、学校間格差を創出することが考えられるが、その評価・検証は実証的・科学的に行われるべきであるとした。
人権教育の推進と課題	2009. 9	『教育自治研究』第22号、東海教育自治研究会	(1-9頁)執筆。人権教育に関する国際的動向を背景として、わが国でも人権教育推進・啓発が政策として取り上げられている状況について検討したうえで、教育を受ける権利をはじめとする憲法の人権条項や国際人権規約・子どもの権利条約等を踏まえた人権教育が、学校教育全体を通じて行うことが課題であるとした。
「多様な教員配置による教育指導の充実方策の推進」「教員の職務の実態に応じた給与体系」	2009. 11	『教職研修総合特集』464号、教育開発研究所	(162-165、191-194頁)執筆。これまでの多様な教員配置政策等を踏まえた教育振興基本計画の提言、2009年度の政府予算を検討し、教育指導を真に充実させるためには、少人数学級編制の実現に向けた方策が求められるとし、また、教職調整額制度は教員の時間外勤務実態と乖離があることを直視し、教員の職務の実態に応じた給与体系の方向について検討した。
◎その他(解説等)			
「勤務時間の割り振り」「週休日・休日・休業日」「休憩時間の一斉付与の例外、休憩時間の廃止」「年次有給休暇と時季変更権」「特別休暇」「教職員の時間外勤務、教職調整額」「教員特殊業務手当」「育児休業、介護休暇」「看護休暇、早出遅出勤務」「大学院修学休業、修学部分休業」	2009. 4	『教職研修総合特集』442号、教育開発研究所	(130-134頁)執筆。勤務時間の割り振りの権限と実施、週休日・休日・休業日と勤務および授業との関係、休憩時間の一斉付与の例外が認められる場合、休憩時間廃止の理由、年次有給休暇と時季変更権との関係、特別休暇の意味、教職員の時間外勤務と教職調整額との関係、教員特殊業務手当の趣旨、育児休業および介護休暇の内容、看護休暇および早出遅出勤務の制度、大学院修学休業および修学部分休業の制度の趣旨について、解説した。

「分限・懲戒規定の性格の違いと適用要件」	2009. 5	『別冊教職研修』2009年5月号、教育開発研究所	(26-28頁)執筆。公立学校教職員の分限および懲戒は、地方公務員法によって規定され、そのほか条例に定められており、前者は公務の能率を維持し、その適正な運営を確保することを目的とし、本人の道義的責任を問わないが、後者は公務員関係の規律と秩序を維持することを目的とし、本人の道義的責任を問うものである。同法や条例が定める理由でなければ、分限・懲戒処分を受けないという意味で、分限・懲戒制度は身分保障の意義をもつこと、処分の手続・効果は、法律・条例で定められ、行政不服審査法による不服申し立て制度があることなどについて論述した。
「教員の給与が見直しされるって本当なの?」「教職員や講師の数が増やされるって本当なの?」	2009. 7	『教職研修総合特集』452号、教育開発研究所	(21-26頁)執筆。近年教員の給与見直し論議がなされてきており、現在も継続して検討されており、教職調整額は一律の処遇ではなく、メリハリのある処遇とする方向で論議されていること、ただこの問題は教員団体との交渉が必要であること、また、学級編制の弾力化が図られてきたことを踏まえて、政府の「教育振興基本計画」は教職員の在り方などの検討を提言し、政府予算も教職員定数の改善や非常勤講師の増員を予定していることを解説した。
「人権教育」「教科書の採択」	2009. 8	『教職研修総合特集』460号、教育開発研究所	(182-183、200-201頁)執筆。人権教育及び人権啓発の推進に関する法律制定の意義を確認したうえで、文部科学省設置の人権教育の指導方法等に関する調査研究会議の報告を踏まえて、学校における人権教育の留意点について検討した。また、学校教育法の教科書使用義務規定の教育条理解釈および行政解釈(有権解釈)を検討し、教科書使用義務違反が問われる場合について最高裁判決を踏まえて検討した。
「教科用図書の使用(学校教育法第34条)」「補助教材の使用(学校教育法第34条)」「課程の修了・卒業の認定(学校教育法施行規則第57条)」「児童の出席停止(学校教育法第35条)」	2010. 3	『教職研修総合特集』470号、教育開発研究所	(96-103頁)執筆。学校教育法の教科用図書の使用義務規定について、教育条理解釈がある。現実では行政解釈が、最高裁判決によって支持されているが、戦前のような唯一絶対の教材ではなく、「主たる教材」であるので、教師の創意工夫が求められること、学校教育法では、補助教材の使用が認められているが、教育委員会規則によって承認または届出の手続き規定がなされていること、著作物の複製による教材作成の場合には、著作権法との関係に注意が必要であること、学校の各学年の課程の修了や卒業は、学校教育法施行規則に基づき、「平素の成績を評価して」、最終的には校長が認定すること、学校教育法が規定する児童生徒の出席停止は、本人への懲戒ではなく、他の児童生徒の教育を受ける権利保障の観点にもとづくもので、市町村教育委員会が命ずるものであることなどについて、解説をした。

2. 教育活動（教育実践上の主な業績） 大学院授業担当 有 無

授業科目 教育実習 I		
◆前期 <input type="checkbox"/> 後期		
工夫の概要	教材・資料等の概要	
教育実習の事前指導における学生の模擬授業では、昨年と同様一人当たりの時間を増やして少しでも実際の授業経験に近づけ、実習において役立つようにするとともに、ビデオを活用して、授業のリアリティを感じられるように工夫をした。	メディア教材を使った授業のビデオ、学生がお互いに模擬授業をしているビデオ等を活用。	

3. 学会等および社会における主な活動

日本教師教育学会	2009. 4～2010. 3	理事として活動
日本教育制度学会	2009. 4～2010. 3	理事として活動